

下水道使用料改定の方針について

1-1. 国の動向（下水道事業における経営基盤強化の取り組み）

総務省

下水道事業の経営基盤強化の取り組みの柱の一つとして、平成27年に総務省から「公営企業会計の適用の推進について（要請）」があり、本市においても令和2年4月1日より公共下水道と特定環境保全公共下水道の2事業を公営企業会計に移行した。また、農業集落排水事業についても、令和6年4月1日より公営企業会計に移行予定。

国土交通省：社会資本整備総合交付金等の交付要件の改正（R2.3.31）

…下水道の整備等に伴う
国庫補助金

○公営企業会計の適用に係る要件

人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算について、**公営企業会計に移行**していること。

○使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、

- ①下水道使用料の改定の必要性に関する検証
- ②経費回収率の向上に向けたロードマップの策定 を行っていること。

➡ 要件を満たすもの限り、交付対象とする。

地域	事業名	会計名	会計制度	所管省庁
杵築地域	公共下水道	下水道事業会計	公営企業会計（一部適用） ※令和2年4月1日から移行	国土交通省
山香地域	特定環境保全公共下水道 (R4に農業集落排水立石処理区を統合)			
大田地域	農業集落排水大田処理区 農業集落排水中溪処理区	農業集落排水事業 特別会計	官公庁会計 ※令和6年4月1日から公営企業 会計に移行予定	農林水産省

1-2. 国の動向（下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進①）

国土交通省
(R2.7.21)

今後の下水道事業の経営環境が益々厳しいものになっていくであろうことを踏まえ、令和元年8月に学識経験者を構成員とする「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」を設置。検討会の報告書等を踏まえ、今後、各下水道管理者において実施すべき収支構造適正化に向けた取組等を整理。

○中長期収支見直し等に基づく適切な収支構造への見直し

・公営企業たる下水道事業においては、資本費を含む使用料対象経費に対する経費回収率を100%以上にすることが目指すべき指標の1つであることに鑑み、下水道管理者は、着実に公営企業会計の適用に向けた取組を進めるとともに、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化を図ること。

○下水道使用料体系見直しの方向性

・下水道事業は、固定的費用が大部分を占める事業であるため、使用水量の有無にかかわらず一定額を賦課する「基本使用料」と、使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの単価により算定した金額を賦課する「従量使用料」とを組み合わせた二部使用料制を原則とすること。

その上で、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。

・従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう十分留意すること。

・基本水量制は、基本水量内の使用者間の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい。

1-3. 国の動向（下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進②）

国土交通省：社会資本整備総合交付金等における重点配分の要件を設定（R2.7.22）

下記①②のいずれにも該当しないことを要件とする。

➔ ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。

➔ ②令和7年度以降、**供用開始後30年以上経過**しているにも関わらず、**使用料単価150円/m³未満**であり、かつ**経費回収率が80%未満**であり、かつ**15年以上使用料改定を行っていない**場合。

$$\begin{aligned} \text{使用料単価} &= \text{使用料収入} \div \text{有収水量} \\ \text{汚水処理原価} &= \text{使用料対象経費} \div \text{有収水量} \\ \text{経費回収率} &= \text{使用料収入} \div \text{使用料対象経費} \times 100 \end{aligned}$$

地域	事業名	供用開始	供用開始からの経過年数 (R7.4月時点)	直近の使用料改定からの経過年数 (R7.4月時点)
杵築地域	公共下水道	H12.3	25年	25年
山香地域	特定環境保全公共下水道	H13.3	24年	24年
大田地域	農業集落排水	H13.7	23.7年	23.7年

総務省

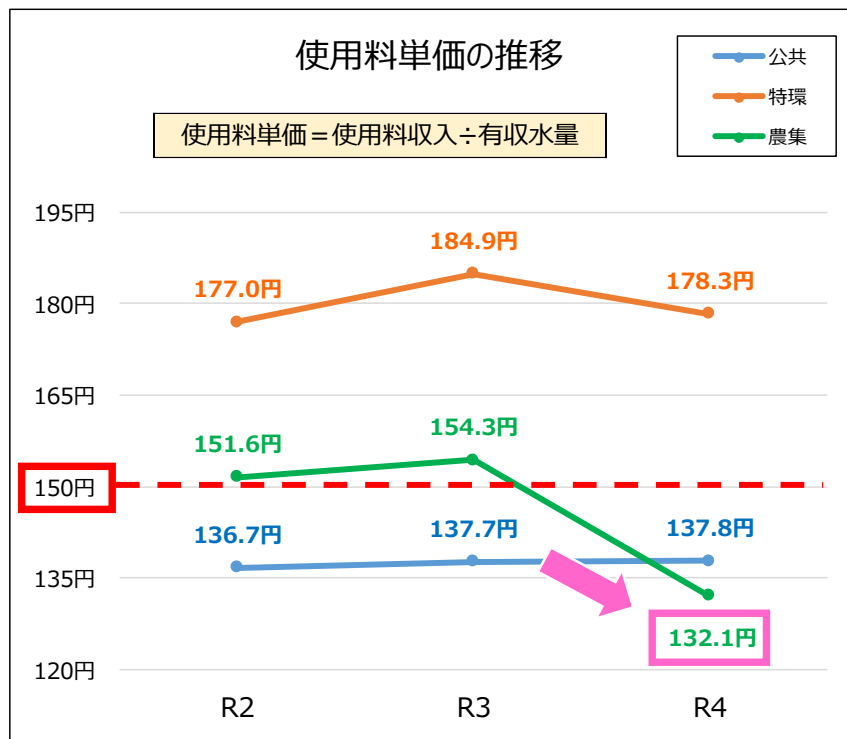
公営企業は健全な運営のための使用料を確保する必要がある、国は最低限行うべき経営努力としての使用料単価の水準を**150円/m³**としている。

○公営企業の経営に当たっての留意事項（平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知（抄））
下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意すること。

2. 使用料単価・経費回収率の推移

使用料単価150円/m³を下回っているのは、公共下水道及び農業集落排水の2事業。農業集落排水は、令和4年度に、農業集落排水立石処理区（特環と同じ使用料体系）を特定環境保全公共下水道に統合したことに伴い、使用料単価の大幅減となっている。

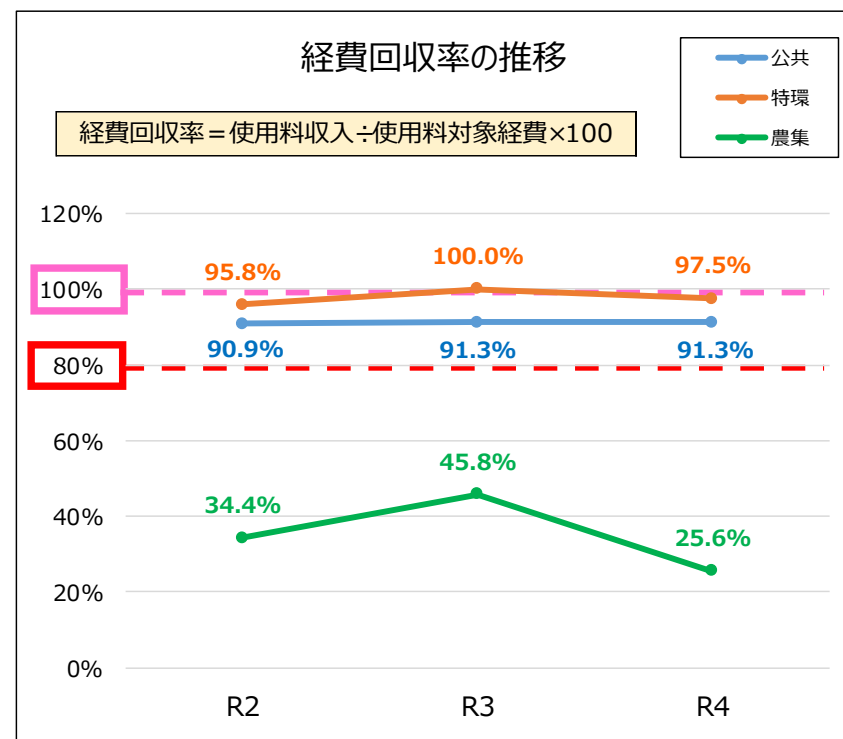
区分	公共下水道			特定環境保全公共下水道			農業集落排水		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
使用料収入(千円)	69,500	69,838	70,691	34,763	34,778	45,467	25,130	24,649	13,931
有収水量(千m ³)	508.3	507.3	513.1	196.4	188.1	255.0	165.8	159.8	105.4
使用料単価	136.7円	137.7円	137.8円	177.0円	184.9円	178.3円	151.6円	154.3円	132.1円



交付要件である経費回収率80%以上を達成しているのは公共下水道及び特定環境保全公共下水道の2事業。

※農業集落排水は官公庁会計方式で経費回収率を算出しているため、公営企業会計方式とは異なる。(公営企業会計に移行するR6以降は経費回収率は上昇する見込み。)

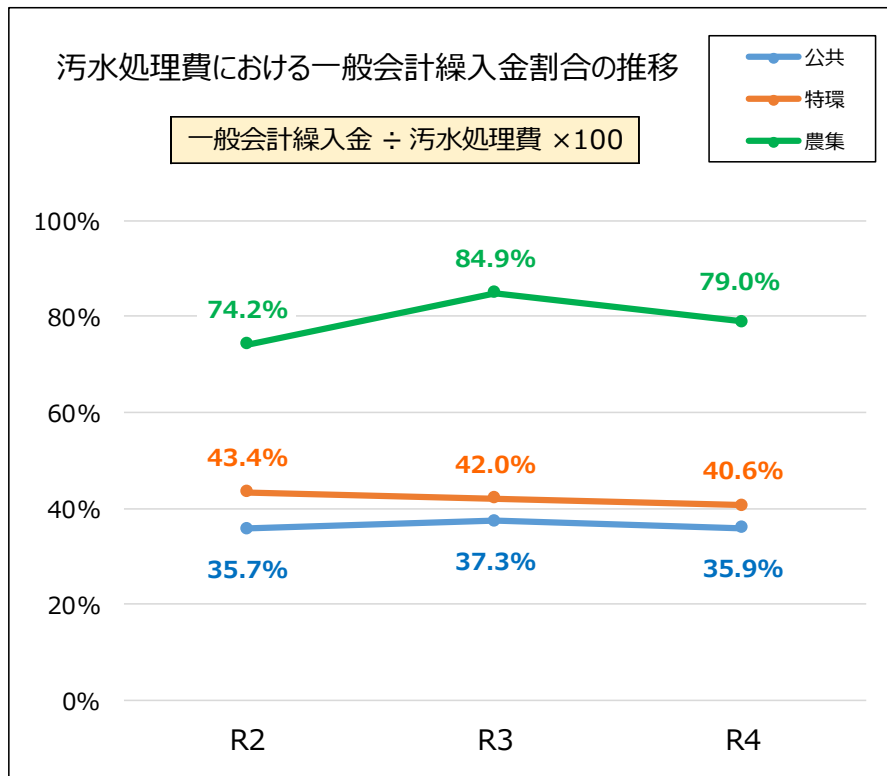
区分	公共下水道			特定環境保全公共下水道			農業集落排水		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
使用料収入(千円)	69,500	69,838	70,691	34,763	34,778	45,467	25,130	24,649	13,931
使用料対象経費(千円)	76,484	76,475	77,391	36,269	34,778	46,637	73,050	53,805	54,332
経費回収率	90.9%	91.3%	91.3%	95.8%	100.0%	97.5%	34.4%	45.8%	25.6%



3. 汚水処理費における一般会計繰入金割合の推移

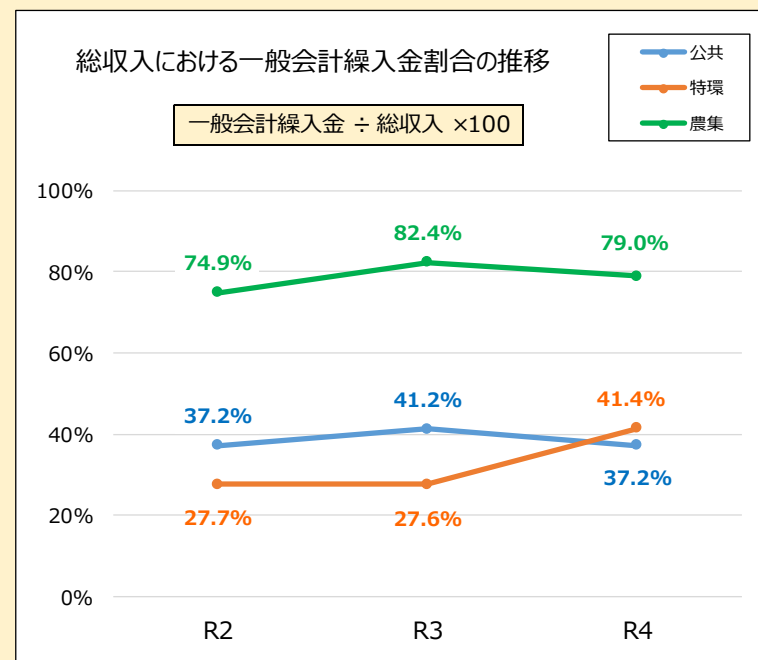
汚水処理費における一般会計繰入金の割合を見ると、公共下水道が最も低く3年平均で約36%、続いて特定環境保全公共下水道が約42%、農業集落排水が最も高く約79%となっている。すべての事業において、一般会計繰入金の割合は非常に高くなっており、受益者負担の観点からも、過度に繰入金に依存した状態は改善していく必要がある。

区分	公共下水道			特定環境保全公共下水道			農業集落排水		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
汚水処理費(千円)	354,741	345,191	346,195	202,127	156,846	216,083	188,890	167,786	143,302
一般会計繰入金(千円)	126,708	128,767	124,290	87,642	65,861	87,738	140,209	142,438	113,272
繰入金比率	35.7%	37.3%	35.9%	43.4%	42.0%	40.6%	74.2%	84.9%	79.0%



(参考) 総収入における一般会計繰入金の割合

区分	公共下水道			特定環境保全公共下水道			農業集落排水		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
総収入(千円)	670,193	679,515	725,169	388,401	392,109	305,190	187,147	172,806	143,318
一般会計繰入金(千円)	249,447	279,953	269,699	107,482	108,082	126,492	140,209	142,438	113,272
繰入金割合	37.2%	41.2%	37.2%	27.7%	27.6%	41.4%	74.9%	82.4%	79.0%



4. 使用料改定の必要性

使用料改定の必要性

- ①公営企業の独立採算の原則に基づき、事業を健全に運営するための収入確保策として、人口減少や節水型設備の普及等による有収水量の減少に対応した使用料体系にしていく必要があること。
- ②今後、施設の長寿命化等を行っていく上でも、国からの交付金は必要不可欠であること。
- ③各事業とも一般会計からの繰入金が非常に多く、受益者負担の観点からも、過度に繰入金に依存した状態は改善していく必要があること。
- ④将来的には、下水道事業全体の使用料体系を統一する必要があること。

対象事業の検討

- ①特定環境保全公共下水道は、交付要件である経費回収率80%及び使用料単価150円/m³を満たしているが、汚水処理費における一般会計繰入金の割合は、公共下水道よりも高くなっている。
- ②公共下水道及び農業集落排水の2事業は、健全な運営のために最低限必要とされる使用料単価の水準150円/m³を満たしていない。
- ③農業集落排水は、令和4年度に、農業集落排水立石処理区を特定環境保全公共下水道に統合したことで、公共下水道を下回る使用料水準になっている。

今回は、国が示す健全な運営のために最低限必要とされる使用料単価150円/m³の達成を目指し、**公共下水道及び農業集落排水の2事業**について、使用料の改定を行いたい。

5. 使用料体系の統一に向けて

市内の同一の公共サービスにおける負担の公平性の観点からも、下水道事業の使用料体系の統一は必要であるが、現状では3事業における使用料単価には大きな開きがあり、また、3事業のうち2事業が国が示す使用料単価の水準を大きく下回っている状況であるため、今回は下回っている2事業を最低水準以上に引き上げ、次回改定時に改めて使用料体系の統一を図りたい。

